

環境みらい都市認定基準（案）

環境みらい都市認定要綱（以下「要綱」という。）に基づく認定の実施については、この基準に定めるところによる。

（認定対象）

第1 認定の対象は、地球温暖化対策に意欲的に取り組み、地球温暖化対策の取組を地域づくり、街づくりに取り入れ、更にそれを発展させようとしている市町村とする。

なお、取組は、市町村全域での取組だけでなく、一定のエリアで（モデル的に）実施する取組も可とする。また、他団体が実施主体となっている取組であっても、市町村が関与する事業であれば可とする。

（応募）

第2 認定を受けようとする市町村は、知事が別に定める期間内に、知事へ応募調書（様式第1号）を提出するものとする。

（選定の視点・基準）

第3 認定市町村の選定に当たっては、次の視点を考慮するものとする。

（1）先進性・独自の創意工夫

地球温暖化対策に関する新たな制度や仕組みなどを積極的に取り入れたり、独自の創意工夫をもって地球温暖化対策に取り組もうとしていること。

（2）地域連携

地域の事業所、住民、NPOなどが連携・協働するなど、幅広い関係者の参加が見込める取組であること

（3）温室効果ガスの著しい削減

必ずしも高度で先進的な取組ではないが、地球温暖化対策を徹底して実施し、温室効果ガス削減の実績を上げた、又は実績を上げることが見込まれること。

（評定）

第4 事務局は、別表の評定基準に基づき、環境みらい都市認定選考審査表（様式第2号）によって評定を行い、小委員会へ報告する。

（内申市町村の決定）

第5 委員長は、事務局の評定結果に基づき、2から3市町村程度を内申する

ものとする。

(認定者の公表)

第6 要綱第5条により認定を行うときは、県内全市町村に認定市町村の取組を周知する。

附 則

この基準は、平成21年 月 日から施行する。

別表（評定基準）

評定項目	評定事項	評定値区分		
		優れている	普通	劣る
創意工夫	先進的な制度・仕組み等の導入 創意工夫がなされた地球温暖化対策の実施	3	2	0
地域連携	地域の事業所、住民、NPO等の参画 住民参加率	3	2	0
削減目標	二酸化炭素排出量の削減率	3	2	0

環境みらい都市 応募調書

市町村名	
これまでの取組	
これまでの取組に当たり工夫した点・今後の展開に活かしたい点	
向こう2年間程度の取組計画	
効果 ※1	
応募理由 ※2	
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体策の実施がわかる資料、写真等 ・ その他（審査時にアピールできる資料）
連絡先	所属・職氏名
	連絡先 (電話・E-Mail)

記載欄が不足する場合は、適宜、行数を増やしてください。

※1 「二酸化炭素削減率〇%」など、数値で示すことが可能な効果のほか、地球温暖化防止に資する具体的な効果

※2 応募理由については、他の模範と考える事項を具体的に記入してください。

様式第2号

環境みらい都市 選考審査表

評定員氏名 _____

整理 番号	市町村名	評定値			総得点	備考
		創意工夫	地域連携	削減目標		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						